

○順天堂大学公的研究費による旅費取扱要領

平成19年11月1日

(目的)

第1条 この要領は、本学の命令又は依頼により出張する教職員その他の者に対し、公的研究費を財源として旅費を支給する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領に定める公的研究費とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 私立大学に対する国庫助成による研究費
- (2) 公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費(鉄道・船舶・航空及びバス等の運賃及び料金)、日当、及び宿泊料とする。

(出張命令等)

第4条 出張は、学長又は学長から権限を委任された者(以下「出張命令権者」という。)からの出張命令又は依頼に基づいて行うものとする。

(出張の報告)

第5条 出張の命令又は依頼を受けた者は、帰任後すみやかに出張命令権者に対し「出張報告書」により出張報告を行わなければならない。

(旅費の支給等)

第6条 旅費の支給は、別表のとおりとする。

- 2 交通費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定した額を支給する。
- 3 旅費の全部又は一部が、本学以外から支給される場合には、その額を減額して支給するか又は全額を支給しない。
- 4 天災、事故又は業務の必要上やむを得ない事情により、この要領によっては出張の費用を賄えない場合には、出張命令権者は、必要と認める実費を支給することができる。

(補則)

第7条 この要領に定めのない事項、またはこの要領によることができない特別な事情のある場合には、出張命令権者は、学長の承認を得たうえで、例外措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年11月30日から適用する。

別表

[国内出張]

1 交通費

(1) 鉄道・船舶・バスによる旅費は、JR又は私鉄の定める基準により計算する。

| | |
|------|---|
| 鉄道運賃 | 普通車乗車賃 |
| | 片道100km以上は急行券、特急券を支給する。(ただし京成電鉄「スカイライナー」及びJR成田エクスプレスは50km以上で特急料金を支給することができる。) |
| | JR新幹線は「のぞみ号」特急券を支給することができる。 |
| 船舶賃 | 普通船室とする |

(2) 航空による旅費は各航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃を上限とし、原則として格安又は特別割引航空チケットを利用するものとする。ただし、出張命令権者が特に認めた場合にはビジネスクラス相当によることができる。

(3) 証拠資料として領収書を提出するほか、航空旅費については往復の搭乗半券も提出すること。

2 日当及び宿泊料

日当及び宿泊料

(単位：円)

| 区分 | 職名 | 日当 | 宿泊料 | | 国家公務員の場合の該当級・号俸 |
|----|----------------|-------|--------|--------|--------------------------|
| | | | 甲地 | 乙地 | |
| A | 部門長又は相当者 | 3,000 | 14,800 | 13,300 | 指定職のみ |
| B | 教授・准教授・部長又は相当者 | 2,600 | 13,100 | 11,800 | 医(一)3級 1号俸以上 研 5級 1号俸 |

| | | | | | |
|---|------------------|-------|--------|-------|------------------------------------|
| | | | | | 以上 教(一)3級 9号 俸以上 |
| C | 講師・助教・助手・技師又は相当者 | 2,200 | 10,900 | 9,800 | 医(一)2級 1級 13号俸 以上 |
| | | | | | 研 4級、3級 2級 25号俸 以上 |
| | | | | | 教(一) 3級 8 号俸以下 1級 25号俸 以上 |
| D | 上記以外の者(レジデント等) | 1,700 | 8,700 | 7,800 | 医(一)1級 12号 俸以下 |
| | | | | | 研 2級 24号 俸以下 |
| | | | | | 教(一)1級 24号 俸以下 |

注)

- 1 表中の甲地及び乙地は次の表による。
- 2 車中泊の宿泊料は支給しない。

| | |
|----|---|
| 甲地 | 埼玉県 さいたま市、千葉県 千葉市、東京都 特別区(23区)、神奈川県 横浜市 川崎市、愛知県 名古屋市、京都府 京都市、大阪府 大阪市 堺市、兵庫県 神戸市、広島県 広島市、福岡県 福岡市 |
| 乙地 | 甲地以外の地域 |

[海外出張]

1 交通費

- (1) 鉄道・船舶・バスによる旅費は、各交通機関の定める基準により計算する。
- (2) 航空による旅費は各航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃を上限とし、原則として格安又は特別割引航空チケットを利用するものとする。ただし、出張命令権者が特に認めた場合にはビジネスクラス相当によることができる。
- (3) 証拠資料として領収書を提出するほか、航空旅費については往復の搭乗半券も提

出すること。

2 日当及び宿泊料

日当及び宿泊料(海外)

(単位：円)

| 区分 | 職名 | | 日当及び宿泊料 | | | | 国家公務員 の場合の該 当級・号俸 |
|----|------------------------------|-----|---------|--------|--------|--------|--|
| | | | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | |
| A | 部門長又は 相当者 | 日当 | 8,300 | 7,000 | 5,600 | 5,100 | 指定職のみ |
| | | 宿泊料 | 25,700 | 21,500 | 17,200 | 15,500 | |
| B | 教授・准教 授・部長又 は相当者 | 日当 | 7,200 | 6,200 | 5,000 | 4,500 | 医(一)3級 |
| | | 宿泊料 | 22,500 | 18,800 | 15,100 | 13,500 | 1号俸以上 研 5級 1 号俸以上 教(一)3級 9号俸以上 |
| C | 講師・助 教・助手・ 技師又は相 当者 | 日当 | 6,200 | 5,200 | 4,200 | 3,800 | 医(一) 2級 1級 13 号俸以上 |
| | | 宿泊料 | 19,300 | 16,100 | 12,900 | 11,600 | 研 4級、3 級 2級 25 号俸以上 |
| | | | | | | | 教(一) 3級 8号俸以下 1級 25 号俸以上 |
| D | 上記以外の 者(レジデ ント等) | 日当 | 5,300 | 4,400 | 3,600 | 3,200 | 医(一)1級 12号俸以下 |
| | | 宿泊料 | 16,100 | 13,400 | 10,800 | 9,700 | 研 2級 24号俸以下 教(一)1級 24号俸以下 |

注)

- 1 表中の指定都市・地方とは次の地域をいう。
- 2 外国の出発日・外国の到着日を除く機中泊・船中泊の日当は丙地方に定める定額と

し、宿泊料は支給しない。

(1) 指定都市

シンガポール、ロスアンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジェッダ、クウェイト、リヤド及びアビジャンの地域とする。

(2) 甲地方

ア 北米地域

北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島嶼(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)

イ 欧州地域

ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。)アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺島嶼(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

ウ 中近東地域

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ジョルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの島嶼

エ 但し、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェッコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴァ、セルビア・モンテネグロ、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(3) 乙地方

乙地方とは、指定都市、甲及び丙地方以外の地域をいう。

(4) 丙地方

ア アジア大陸(本邦を除く。)

アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び(2)のウに定める地域を除く。)インドネシア、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島嶼

イ 中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島嶼

ウ アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島嶼(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)

エ 南極地域

南極大陸及び周辺の島嶼

オ 但し、インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

- 3 予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに出入国税については実費のみを支給する。

[海外から招聘する場合の滞在費]

海外招聘滞在費

(単位：円)

| 滞在日数31日までに係る1日当たり 単価 | 滞在日数32日から61日までに係る1 日当たり単価 | 滞在日数62日以上に係る1日当たり 単価 |
|-------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 18,000 | 16,200 | 14,400 |